

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告 部課	教育長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員

令和5年12月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和5年12月20日（水）午前9時30分～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

文化センター 高花センター長、大塚主任主事 公共施設マネジメント課 鈴木課長

3 件名

文化センター改修基金の設置について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・「文化センターを改修するので寄附して下さい。」と、漠然とした目的で寄附は集まるのか。現時点で何か具体的な案はあるか。また、施設の大規模改修を目的に寄附金を募っている事例は他にあるか。

→現時点で具体的な案はない。改修内容や工事費用が具体化した段階になれば、例えば文化会館であれば「緞帳の制作を目的に寄附をお願いします。」等、寄附もお願いしやすいと考えている。今後検討していきたい。大規模改修を目的とした基金の設置は、数は少ないが事例はある。

・付議書の対応方策に「寄附金は返礼の無い寄附金制度を基本とする」との記載があるが、市外の人から多くの寄附を集めるには返礼品が必要ではないか。

→今後、多様な手法で寄附を集められるよう検討していきたい。

・基金の設置が令和6年度からであれば、改修基金条例の施行日を令和6年4月1日にこだわる必要はないと考える。

・これからは事業費を一般財源だけに頼るのではなく、今回の基金の設置のようにこれまで無かった発想で財源を確保するような取組も考えてほしい。今後、寄附を多く集めるための様々なアイデアを考えること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 教育部文化センター

件名	文化センター改修基金の設置について								
現状・課題	令和6年度より文化センターの大規模改修に係る基本計画の策定に着手するが、大規模改修には多額の費用を要するため、自主財源以外に、補助金や助成金の活用をはじめ市内外からの寄附による協力も得て財源を確保する必要がある。								
付議事案	目的	文化センターの大規模改修に際して市内外に幅広く寄附を募り、賛同者・応援者等、多くの方々からの寄附金を積み立て、大規模改修に係る経費の財源を確保する。							
	対応方針	寄附金を積み立てるには基金の設置が必要である。特定目的基金は市の方針に基づき統廃合が行われ、現在、公共施設の整備に必要な財源の確保を目的とした基金として「白井市公共施設整備保全基金」がある。 文化センターの大規模改修にあたり、本事業に用途を指定した寄附金の受け皿となる基金を新たに設置することで寄附金額を明確化でき、これにより寄附の動機付けの推進や賛同者・応援者の獲得に繋がる。 そこで、「白井市公共施設整備保全基金」の一部を取り崩し、同額を原資として「文化センター改修基金」を新たに設置して大規模改修に係る財源として積み立てると共に、市内外にも幅広く寄附を募り、寄附金を積み立てる。 市内外からの寄附金については返礼の無い寄附金制度を基本とするが、ふるさと納税やクラウドファンディング等も活用する。ただし、ふるさと納税やクラウドファンディングは事務手続に際して検討事項が多くあることから、詳細は今後検討する。							
論点(決定を要する事項)	<ul style="list-style-type: none"> 文化センターの大規模改修に係る経費の財源を確保するため「文化センター改修基金」を新設すること。 新設する基金の原資は「白井市公共施設整備保全基金」から取崩すこととし、その額は同基金の積立額から公共施設(文化センター以外)の改修工事費と文化センターの大規模改修工事費の割合で按分した額を基本とすること。 基金については、原資のほかに寄附金、ふるさと納税、クラウドファンディング等、多様な手法で積み立てること。 								
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税については、寄附者が「寄附者が希望する事業」に「文化センター改修等事業」と記載いただくことで、条例改正無しで「白井市まちづくり寄附金基金」から文化センター大規模改修基金に充当できるのではないかと。 まちづくり寄附金への寄附手続きの際、本事業への寄附を確実に進められるようにするための周知・仕組(広報・HP等)を検討する必要がある。 基金の廃止のタイミングをどの時点とするか検討が必要である。 								
今後のスケジュール	令和6年1月 基金設置に係る条例新規制定準備(案作成・議案検討会等)								
	令和6年2月 教育委員会・令和6年市議会第1回定例会に条例新規制定について上程								
	令和6年3月 令和6年市議会第1回定例会で条例新規制定に係る議案審議								
	令和6年4月 条例施行								
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)			
条例規則	有	条例新規制定(令和6年3月議会)	報道発表	無					
議会説明	有	議員全員協議会(R6.2月)	広報・HP等	有	HP				
市民参加	無								
付議書公表	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input checked="" type="checkbox"/> 時限非 (令和6年度当初予算(案)公表 まで)								
参考情報	関係法令等 白井市公共施設整備保全基金条例								
	関係課 公共施設マネジメント課、財政課、秘書課、会計課								
	事業費 150,000 千円 (うち特定財源 千円)								
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	学習・教育	手段	大規模修繕・工事

文化センター改修基金の設置について

1 設置の目的

令和6年度より文化センターの大規模改修に係る基本計画の策定に着手するが、大規模改修には多額の費用を要するため、自主財源以外に、補助金や助成金の活用をはじめ、寄附金も含めて財源を確保する必要がある。

寄附金を積み立てるには基金の設置が必要である。特定目的基金については、平成24年度に「特定目的基金見直しの基本方針」が決定され、令和元年度にはこれに基づき「白井市社会福祉事業推進基金」及び「白井市国際交流基金」が廃止され「財政調整基金」に統合されている。現在、公共施設の整備に必要な財源の確保を目的とした基金として「白井市公共施設整備保全基金」があるが、文化センターの大規模改修という用途を指定した寄附金の受け皿を作ることで、本事業に対する寄附額を明確化でき、これにより寄附の動機付けの推進に繋がり、多くの賛同者・応援者を得て取り組むことができる。

そこで、「白井市公共施設整備保全基金」の一部を取り崩し、同額を原資として「文化センター改修基金」を新たに設置して大規模改修に係る財源として積み立てる。

また、市内外にも幅広く寄附を募り、多くの方々からの寄附金を積み立て、大規模改修に係る経費の財源を確保する。

2 基金当初積立額（原資額）の根拠

取崩額は、「公共施設整備保全基金」の令和4年度末残高について、「公共施設個別施設計画（R3～R12）」・「学校施設の長寿命化計画実施計画（R3～R12）」に定めた公共施設（文化センター以外）の改修工事費と、文化センターの大規模改修工事費の割合で按分した額を基本として、按分率は公共施設（文化センター以外）の改修工事費分を75%、文化センターの大規模改修工事費分を25%とする。

【按分率の算出方法】

令和4年度末残高	×	按分率	=	按分額	⇒	取崩額
706,708,693円		25%		176,677,173円		150,000,000円

3 基金条例の概略（案）

- (1) 条例名 白井市文化センター改修基金条例
- (2) 基金名 白井市文化センター改修基金
- (3) 目的 文化センターの大規模改修に賛同し、応援しようとする方々（個人・団体・法人）等から広く寄附金を募り、大規模改修に係る経費の財源を確保する。
- (4) 積立て ①一般会計歳入歳出予算で定める額、②基金の趣旨に沿う寄附金、③ふるさと納税・クラウドファンディングによる寄附、④基金の運用から生じる収益
- (5) 管理 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法による。

- (6) 処 分 文化センターの大規模改修を達成するために必要な経費に限る。
- (7) 廃 止 文化センターの大規模改修が完了した段階とする。
- (8) その他 ①基金の寄附申出書及び基金台帳等は規則で定める。
②ふるさと納税による寄附については、一度まちづくり寄附金条例に基づく「白井市まちづくり寄附金基金」に積み立て、そこから寄附金申込の際に「まちづくり寄附金申込書」「2 使い道の指定」に「寄附者が希望する事業【 】※市が実施する事業に限る」に「文化センター改修等事業」と記載いただいた場合に本基金に移管する。

4 ふるさと納税の活用と事務手続きについて

ふるさと納税については、秘書課が「白井市まちづくり寄附金条例」及び「同条例施行規則」に基づき事務手続きを行っている。寄附金申込手続きの際、文化センターの大規模改修に寄附したいかたは、使い道の指定として「寄附者が希望する事業【 】※市が実施する事業に限る」に「文化センター改修等事業」と記載いただいた場合に「白井市まちづくり寄附金基金」から「文化センター改修基金」に移管できるよう周知する事務手続きとすることで、「白井市まちづくり寄附金条例」の改正をせずに連携することが可能となる。

なお、ふるさと納税やクラウドファンディングは目標額や目的の設定、返礼品の検討も必要であり、運営会社への手数料が発生する場合等もある等、検討事項が多くあることから開始時期等、また事務分担は今後検討する。